

三重県職員防災人材育成指針（最終案）について

令和 2 年 1 月 3 0 日
防災企画・地域支援課

1. これまでの経緯

三重県職員防災人材育成指針について、全ての職員が日常的に防災・減災に取り組み、発災前から復旧・復興に至るまで県民の皆様を災害から守るために必要となる知識や心構えを身につけるため、中長期的な人材育成の指針となるよう、昨年 9 月に骨子案を、12 月に中間案をお示ししました。

三重県防災会議の専門部会である防災・減災対策検討会議での議論をふまえ、「三重県職員防災人材育成指針（最終案）」をまとめました。

2. 最終案概要について

最終案の概要については、資料 2-1 のとおりです。

3. 三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」における主な意見

(1) 人事上の工夫について

ア. 職員の能力向上に対するインセンティブが働くような人事上の工夫が必要ではないか。

イ. 災害時に経験があり的確に指揮ができる職員が幹部にいと安心できるのではないか。

→「防災スペシャリスト人材の確保」等を掲載

(2) 研修以外の取組みについて

ア. 災害現場での活動など、OJT 的な取り組みも進めていく必要があるのではないか。

→「被災自治体への積極的な職員派遣」等を掲載

(3) 研修のスキームについて

ア. 職員が必ず研修を受講するスキームがあることが重要。

→役割別、階層別に研修を受講することを掲載

イ. 被災自治体の災害記録誌は職員の対応プロセスまで記載されていない。そこで災害エスノグラフィーを活用し被災体験を共有しモチベーションを上げ、全体像を把握した上で個別業務を学ぶという手順を取ったほうがよい。

→「災害（被災）イメージ力」の向上と「災害対応の全体像の理解」を重点的な取組として掲載

4. 中間案からの主な変更点について

(1) 指針の位置付けについて（資料 2-2 P.3）

職員に対する防災教育については、従来から災害対策基本法第 47 条の 2 に基づき、地域防災計画の定めるところにより実施していましたが、全職員が日常的に防災・減災に取り組むにあたり、三重県防災対策推進条例改正案第 32 条に「職員の人材育成」に関する措置の規定を検討しています。

そこで、本指針は災害対策基本法第 47 条の 2、及び条例改正案第 32 条に基づき県が講じなければならない人材育成に関する措置の具体的な方向性を定めた指針として位置付けます。

また、本指針に基づく取組は、「三重県職員人づくり基本方針」に基づく人材育成の取組と連携しながら進めます。

(三重県防災対策推進条例改正案より)

第32条 (職員の人材育成)

県は、災害発生時等において、防災対策に関する責務を最大限に果たすため、あらかじめ人材育成に関し、必要な措置を講じなければならない。

(災害対策基本法より)

第47条の2 (防災教育の実施)

災害予防責任者(三重県知事)は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

(2) 計画的な育成の取組みについて (資料 2-2 P.15)

本指針は、三重県職員の防災人材育成の方向性を定めたものであることから、具体的な取組については、毎年「三重県職員防災人材育成計画」を策定して計画的に取り組むこととしました。

なお、令和2年度の人材育成計画については令和2年3月中の完成を目指し、具体的な研修カリキュラム等について現在検討を進めています。

5. 今後の予定

令和2年	2月～	県職員への周知・啓発
	3月	県議会防災県土整備企業常任委員会…最終案の説明 防災会議で報告
	4月～	指針の職員への普及、計画に沿った研修の実施 研修教材の開発 等